

羽村市と社会福祉法人陽光福祉会が運営する児童発達支援センターとの 連携に関する協定書

羽村市（以下「甲」という。）と社会福祉法人陽光福祉会（以下「乙」という。）は同法人が運営する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターが実施する、発達に関する支援が必要な子供とその保護者に対する支援について、以下のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、児童発達支援センターを中核にした地域の支援体制を整備・強化し、緊密な相互連携と協働による活動を推進することで、地域における幼児教育・保育、学校教育、療育等の充実を図り、地域全体の市民福祉の向上と子供をまんなかに据えた社会の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能に関すること。
- （2）地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能に関すること。
- （3）地域のインクルージョン推進の中核としての機能に関すること。
- （4）地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能に関すること。
- （5）その他、子供の育成支援に関すること、幼稚園、保育園等、小学校の連携に関すること及び市民福祉の向上等に関すること。

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、定期的に協議の場を設けて相互に情報および意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、前項において連携して取り組むこととした事項について、その具体的な推進方法、役割、事業経費等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲と乙は、連携して取り組んだ事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 前項の有効期間内であって、甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することができる。

(協定の変更)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して法令に違反しない限り必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年3月6日

甲 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1
東京都羽村市
代表者 羽村市長 橋本弘山

乙 東京都羽村市五ノ神三丁目15番地7
社会福祉法人陽光福祉会
理事長 大庭正宏